

議案第 5 3 号

北名古屋市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

北名古屋市国民健康保険税条例（平成 1 8 年北名古屋市条例第 5 8 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成 2 5 年 5 月 1 3 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、地方税法の一部を改正する法律が施行され、国民健康保険から後期高齢者医療に移行した者の属する世帯の国民健康保険税の軽減が拡充されたことに伴い、本条例の一部を改めるため必要があるからである。

北名古屋市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

北名古屋市国民健康保険税条例（平成18年北名古屋市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第1号中「の属する月以後5年を経過するまでの間に限り、同日」を削り、「属する被保険者が属する世帯」の次に「であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの」を、「において同じ。）」の次に「及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の3及び第23条において同じ。）」を加え、同条に次の1号を加える。

(3) 特定継続世帯 12,300円

第7条の3第1号中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 特定継続世帯 4,950円

第23条第1号イ(7)中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号イに次のように加える。

(7) 特定継続世帯 8,610円

第23条第1号エ(7)中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号エに次のように加える。

(7) 特定継続世帯 3,465円

第23条第2号イ(7)中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号イに次のように加える。

(7) 特定継続世帯 6,150円

第23条第2号エ(7)中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号エに次のように加える。

(7) 特定継続世帯 2,475円

第23条第3号イ(7)中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同

号イに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 2,460円

第23条第3号エ(ウ)中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号エに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 990円

附則第21項中「附則第44条の2第3項」を「附則第44条の2第4項及び第5項」に、「第36条」を「第35条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、改正後の北名古屋市国民健康保険税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成25年4月1日から適用する。ただし、附則第21項の改正規定は、平成26年1月1日から施行する。

(適用区分)

第2条 次項に定めるものを除き、新条例の規定は、平成25年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成24年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第21項の規定は、平成26年度以降の年度分の国民健康保険税について適用する。